第二十四条第一項第三号イ中「受入れ」の下に「又は払出し」を加え、同号ロ中「受入先又は払出先」を「その相手方の氏名又は名称」に改め、同条第二項中「一年ごと」を「毎年三月三十一日又は許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日若しくは死亡若しくは解散の日（第二十六条及び第二十七条において「廃止日等」という。）」に改める。

第二十四条の七中「別記様式第二十六」を「別記様式第二十九」に改め、同条第三項本文中「事業所等の所在地」を「所在地等」に改める。

第二十五条第七項本文中「事業所等の所在地」を「所在地等」に改める。

第二十六条第一項各号列記以外の部分中「措置」の下に「（以下この条において「廃止措置」という。）」を加え、次のただし書を加える。

ただし、販売又は賃貸の業に係る法第二十七条第一項又は第三項の届出をしなければならない者（以下この条においてそれぞれ「販売廃止等業者」又は「賃貸廃止等業者」という。）については第六号及び第九号の規定を、表示付認証機器に係る法第二十七条第一項又は第三項の届出をしなければならない者（以下この条において「表示付認証機器廃止等使用者」という。）については第六号から第九号までの規定を適用しない。

第二十六条第一項第三号ただし書を次のように改める。

ただし、廃止措置に係る事業所等を許可使用者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合（当該廃止措置に係るすべての放射性同位元素等又は放射線発生装置及び放射線施設を一体として譲り渡す場合に限る。）は、この限りでない。

第二十六条第一項第六号中「前号」を「前号本文」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第二十条第四項第二号から第五号の二まで」を「第二十条第四項第七号本文」に、「第二十二条第二項第一号」を「第二十二条第二項第三号本文」に改め、同号に次のただし書きを加え、同号を同項第九号とする。

ただし、法第二十七条第一項の届出に係る者が、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄業者として当該記録を保存する場合は、この限りでない。

第二十六条第一項第四号中「物を」の下に「許可使用者（第三号ただし書に規定する場合に事業所等を譲り受けるものに限る。）若しくは」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六　第二十条第一項から第三項までの規定（同条第一項第四号イからハまでの規定を除く。）による測定を行い、これらの測定の結果について記録すること。この場合において、同条第一項の測定（同項第四号ニの測定を除く。）については、第三号に規定する汚染の除去の前及び後に行うこと。

七　帳簿を備え、次に掲げる事項を記載すること。

イ　第一号の規定により譲り渡した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ロ　第一号の規定により廃棄した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所

ハ　第二号の規定により返還した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ニ　第三号の規定により放射性同位元素による汚染を除去したときに発生した放射性同位元素によつて汚染された物の種類及び数量

ホ　第五号の規定により譲り渡した放射性同位元素によつて汚染された物の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ヘ　第五号の規定により廃棄した放射性同位元素によつて汚染された物の種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所

八　次に掲げる条件のいずれかに該当する者に廃止措置の監督をさせること。

イ　廃止日等における法第三十四条第一項各号の区分に従い当該各号に定める者（放射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いていた場合にあつては医師又は歯科医師を、放射性同位元素又は放射線発生装置を薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造所において使用していた場合にあつては薬剤師を含む。）

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

第二十六条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四　廃棄物埋設地の管理の終了に係る措置にあつては、前号の規定にかかわらず、埋設した埋設廃棄物による放射線障害のおそれがないようにするために必要な措置を講ずること。

第二十六条第二項中「前項に規定する措置」を「廃止措置」に、「許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡若しくは解散の日」を「廃止日等」に改め、同条第三項中「書面は、」の下に「次の各号に掲げる書類の写しを添えた」を加え、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、販売廃止等業者又は賃貸廃止等業者については第一号、第三号、第四号及び第五号の書類の写しを、表示付認証機器廃止等使用者については第一号の書類の写しを添えた当該様式によるものとする。

一　第一項第一号及び第二号の措置を講じたことを証明する書面

二　第一項第三号の措置を講じたことを証明する書面

三　第一項第五号の措置を講じたことを証明する書面

四　第一項第七号の帳簿

五　廃止日等が属する年度の法第二十五条第四項の帳簿のうち放射性同位元素等の保管（保管廃棄を含む。）及び賃貸に係るもの

第二十六条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項本文中「の報告」の下に「（表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。）」を加え、「事業所等の所在地」を「所在地等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項第五号の書類の写しについては、密封された放射性同位元素のみを使用していた法第十六条第一項に規定する許可取消等使用者であつて、許可証に記載された又は届け出た密封された放射性同位元素のすべてを廃止日等において所有し、又は所持していた者は、これを添えないことができる。

第二十七条中「許可の取消しの日、使用若しくは販売若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡若しくは解散の日」を「廃止日等」に改める。

第二十九条第四項本文中「事業所等の所在地」を「所在地等」に改め、同項ただし書中「（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者に係るものを除く。）」を削る。

第三十一条第二項本文及び第三十三条第三項本文中「事業所等の所在地」を「所在地等」に改める。

第三十六条の二後段中「この場合において」の下に「、文部科学大臣は」を加え、「申請者」を「申請書」に、「第三十七条」を「次条」に改め、「写し」の下に「又は外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の規定による登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書」を加える。

第三十七条後段中「この場合において」の下に「、文部科学大臣は」を、「写し」の下に「又は外国人登録法の規定による登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書」を加える。

第三十九条第一項第八号中「及び」を「若しくは」に改め、同条第三項中「事業所等ごとに」を削り、同条中第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4　次の各号に掲げる者は、密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして文部科学大臣が定めるもの（以下この条において「特定放射性同位元素」という。）について、当該各号に定める行為を行つたときは別記様式第五十一により、廃棄を行つたときは別記様式第五十二により、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を当該行為を行つた日から十五日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。ただし、許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者と届出販売業者又は届出賃貸業者との間における次の各号に定める行為（製造、輸入及び輸出を除く。）であつて、当該行為に係る許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者の工場又は事業所と届出販売業者又は届出賃貸業者の販売所又は賃貸事業所が同一であるときは、その報告を省略することができる。